

禁複写

## 産業廃棄物処理施設変更許可証

平成 29 年 3 月 9 日

住所 広島県東広島市黒瀬町津江1845番地

氏名 光陽建設株式会社

代表取締役 稲葉 明則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第1項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

広島県西部東厚生環境事務所長

金只久雄



許可の年月日	昭和61年4月2日(設置届出受理) 平成9年5月16日(変更許可) 平成21年8月25日(変更許可) 平成21年12月10日(軽微変更) 平成24年11月1日(変更許可)	許可番号	第A05035号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	施設の種類: 安定型最終処分場 産業廃棄物の種類: 廃プラスチック類, ゴムくず, 金属くず, ガラスくず, コンクリートくず(工作物の新築, 改築又は除去に伴って生じたものを除く。), 陶磁器くず及びがれき類(これらのうち石綿含有産業廃棄物を含み, 廃プリント配線板, 廃ブラウン管, 鉛蓄電池の電極, 鉛製の管又は板, 廃石膏ボード, 廃容器包装, 自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)以下余白		
設置場所	広島県東広島市黒瀬町津江字イラスケ1781番地 他		
処理能力	埋立地の面積: 86,290m <sup>2</sup> 埋立容量: 1,715,449m <sup>3</sup>		
許可の条件			
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては, 各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当所に速やかに連絡し, 指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し, 職員の検査を受けること。 4. 平成16年12月28日 荒陵産業株式会社から譲受け		